

平成26年2月7日開催

厚生常任委員協議会資料

こどもの家の在り方について

・・・・・・・・ 1~2

こどもの家の在り方について

1. 基本方針

こどもの家については、町内会館的な利用実態などを踏まえ、建物を関係町内会へ譲渡することとする。

子どもの遊び場機能については、実態に合わせた利用時間の見直しを行った上で、市が管理員を設置し、継続していく。

2. 譲渡の対象施設

こどもの家 37 施設のうち、児童館と併設している 2 施設(すわこどもの家、たかしこどもの家)及び、公民館分館と併設している 1 施設(たかしぶんかんこどもの家)を除く、34 施設を譲渡の対象とする。

3. 建物について

こどもの家の関係町内会へ無償譲渡する。

4. 土地について

町内会から市が寄付採納を受けている場合は、原則、無償譲渡とする。

5. 譲渡に伴う修繕について

(1)施設使用者の安全・安心を確保するために必要な修繕を実施する。

(2)譲渡の意向確認後、修繕箇所を決定し、譲渡後に町内会が修繕を実施する。

(3)譲渡に伴う修繕は、市が全額補助する。

(4)施設ごとの優先順位を付け、譲渡後 3 か年(平成 27～29 年度)で修繕を完了する。

6. 子どもの遊び場機能について

子どもの遊び場機能については、実態に合わせた利用時間の見直しを行った上で、市が管理員を設置し、継続していく。

(1)管理員の設置時間の見直し

曜日	現行(平成 25 年度)	見直し後(平成 26 年 4 月～)
平日 (月～金曜)	13:00 - 17:00(4 時間)	15:00 - 17:00(2 時間) 長期休暇は現行どおり
土曜	9:00 - 17:00(7 時間)	13:00 - 17:00(4 時間)

(2)町内会と行政の役割分担

項目	町内会	市
管理員の経費		
子どものけがの対応 ・ 傷害保険 ・ 施設賠償責任保険(管理員設置時間内)		
施設の修繕(譲渡に伴う修繕は除く)		
その他光熱水費・消耗品費等		

7. 今後の予定

年 月	内 容
平成 26 年 4 月 ~	修繕箇所の協議・決定 法人化の手続き、譲渡に伴う契約準備等
平成 26 年 12 月	地域協議会への諮問
平成 27 年 3 月	市有財産譲与の仮契約書締結 議会提案(財産の無償譲渡及び条例の廃止)
平成 27 年 3 月末	譲渡完了
平成 27 年 4 月 ~ 平成 30 年 3 月末	譲渡に伴う修繕の実施及び補助金の支払い